

白糠町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 白糠町が開設する白糠町介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行うケアマネジメント事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要支援状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

4 事業所は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 白糠町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
- (2) 所在地 白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1(白糠町役場内)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種及び員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(主任介護支援専門員)

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 担当者 (社会福祉士、保健師、介護支援専門員、各1名以上)

担当者は、介護予防支援に関する知識を有し、介護予防サービス計画の作成及び指定介護予防サービス事業者などとの連絡調整など介護予防支援の提供を行う。

- (3) その他職員

前2号に定める職員のほか、事務職員等を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、「白糠町の休日进行条例」(平

成3年9月20日条例第30号)に従うものとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供内容及び方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者からの介護予防支援計画書作成依頼等に対する相談対応
当事業所内および利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(2) 課題分析の実施

① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 介護予防サービス支援計画書の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ計画書の原案を作成する。

(4) サービス担当者会議等の実施

介護予防サービス支援計画書に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス支援計画の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 介護予防サービス支援計画書の確定

担当者は、介護予防サービス支援計画に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) サービス事業所との連携

担当者は、介護予防サービス支援計画書に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(委託)

第7条 事業所は、前条3号の規程にかかわらず、介護予防サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

2 委託にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託する指定居宅介護支援事業所の公正中立の確保等の観点から、白糠町地域包括支援センター運営協議会の承認を受けなければならない。

(2) 事業所は、委託した指定居宅介護支援事業所の適切な業務を行わせるよう必要な措

置を講じなければならない。

(利用料)

第8条 事業所は、提供する事業に対する費用として、白糠町地域包括支援センター設置規則第8条に定める介護予防計画費を徴収することができる。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、白糠町の区域内とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに白糠町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定介護予防支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により白糠町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び白糠町が行う調査に協力するとともに、白糠町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護予防サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3)虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを白糠町に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当者に周知徹底を図る。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3)事業所において、担当者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第10条 当該介護予防支援事業所は、職員の資質の向上を図るための研修機会を設けるとともに、常に業務体制の整備を図る。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であったものにも、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者がこれを定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。